

第六章

市町村合併に向けて

年月	市	町	村	計	備考
昭和28年10月	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行 (昭和28年10月1日 法律第258号)
31年4月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行 (昭和31年6月30日 法律第164号)
31年9月	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効 (昭和31年9月30日)
36年6月	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効 (昭和36年6月29日)
37年10月	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行 (昭和37年5月10日 法律第118号)
40年4月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行 (昭和40年3月29日 法律第6号)
50年4月	643	1,974	640	3,257	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 (昭和50年3月28日 法律第5号)
60年4月	651	2,001	601	3,253	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 (昭和60年3月30日 法律第14号)
平成17年4月	739	1,317	339	2,395	

▲市町村数の変遷と昭和の大合併

◇平成の大合併への動き 国の考え方

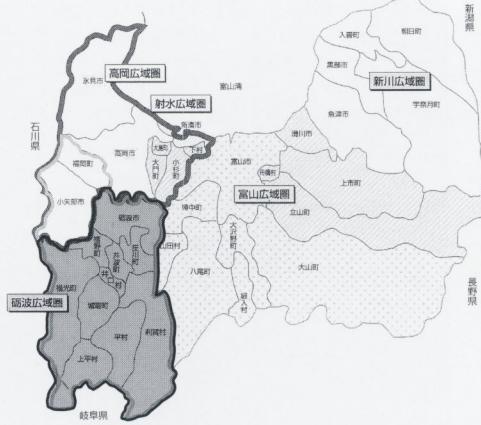
昭和二十八年（一九五三）から三十年代初めにかけて、市町村では厳しい財政状況が続き行政能力も弱体化した。このため全国的に市町村の「昭和の大合併」が行われ、全国で九、八六八あつた市町村が三十一年九月にはおよそ六割減少し、三、九七五市町村となつた。

それから五〇年、交通や通信機能が発達し、住民生活や経済も広範囲に広がり、多様化する住民のニーズに行政も対応が必要となってきた。さらに、少子高齢化が進み、人口の減少からくる税収の低迷などもあり、自治体の規模を大きくし、効率的な行財政改革をする必要がでてきた。

このため、国では平成十二年（二〇〇〇）四月、「地方分権一括法」を施行し市町村合併をすることで、市町村の規模を大きくし行財政の基盤を強化しようとした。国で行っていた権限は、大幅に県や市町村に委譲されるとともに、合併特例債として地方交付税の算定特例措置と合併特例債が創設され、平成十七年三月までに合併する条件が付けられた（後に法律が改正され平成十八年三月末となる）。



12市町村



10市町村

▲県が提案した市町村合併パターン例

県の考え方

富山県では、平成十一年（一九九九）八月に市町村助役などによる「市町村広域行政等研究会」を設置し、十三年三月にこの研究会がとりまとめた「富山県市町村合併試案」と「合併支援要綱」を発表した。

この試案によると平村が関係する地域は、砺波市・城端町・平村・上平村・利賀村・庄川町・井波町・井口村・福野町・福光町の一市五町四村、砺波市・小矢部市・城端町・平村・上平村・利賀村・庄川町・井波町・井口村・福野町・福光町・福岡町の二市六町四村の二つのパターンが設けられている。また、要綱に県の取り組みと支援策として次のことをあげている。

イ、市町村合併に関する調査、研究事業の提供

ロ、市町村合併に向けた気運の醸成

ハ、市町村合併に向けた取り組みに対する人的支援

二、市町村合併に向けた取り組みに対する財政支援

ホ、合併支援のための体制整備（全庁的支援体制整備とプロジェクトチームの設置）

一方、市町村の取り組みとしては、市町村のあり方そのものに関わる大きな課題であるため、自主的で、かつ主体的な取り組みが重要となってくる。地域住民に積極的に情報を提供し、

行政と住民の連携が図られ、市町村合併が円滑に進められるよう配慮したいとしている。

また、住民には、地域の行政運営を監視するとともに、住民自身が将来をみつめ、市町村合併を自らの問題としてとらえ、自主的、主体的に検討や議論を進めて欲しいとしている。

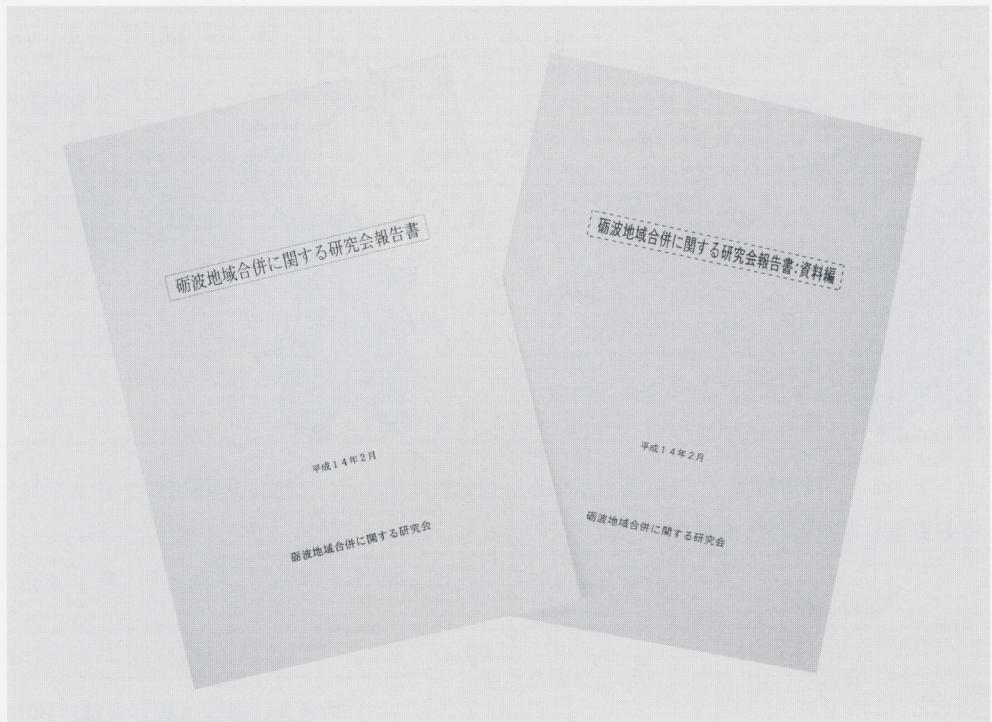
◇砺波地域の合併への動き

砺波地域合併に関する研究会の設置

砺波地域は、県内でも早くから市町村合併について調査や研究を行っていた。

平成十三年（二〇〇一）五月、砺波広域圏一〇市町村に小矢部市と福岡町を加えた「砺波地域合併に関する研究会」が発足した。この研究会は各市町村の職員二人と砺波広域圏事務組合の職員で構成され、市町村合併をすると住民生活にどのような影響がでるのかなど具体的な事項について、調査研究活動を進めるとともに対応策なども探った。そして十一月には中間報告を、翌十四年二月には最終報告書をとりまとめた。

この報告書には、砺波地区一二市町村で合併した場合と砺波広域圏一〇市町村で合併した場合とを比較し、人口・産業構造・生活圏などの市町村の現状と合併の効果、合併による問題



▲「砺波地域合併に関する研究会」の最終報告書

点とそれの対応策等が掲載され、各種統計資料も添えて一二市町村に提供した。

市町村合併協議会準備会の設立

砺波地域合併に関する研究会は、平成十三年度中に協議を終え、翌十四年には市町村の助役で組織する「市町村合併協議会を設置するための準備会」が設けられた。これは十五年三月までに法定協議会を設置する目的で設立されたものである。

県内の各地域で合併協議会が設けられてはいたが、この合併協議会準備会を設置したのは砺波地域が初めてであつた。四月二日の第一回準備会は砺波市役所で開かれ、今井烈砺波市助役が会長に選任された。なお、準備会では当面の取り組みとして、「まちづくり計画」「合併特例債による主要な建設」「住民サービス・負担の一元化」など、財政予測もしながら協議することを決めた。また合併パターンについても方向性を固めるとともに準備会内にワーキンググループを設け、資料を作成し、準備会の協議事項は各市町村長に報告し、住民の意向も聴いたうえで意見をまとめることにした。

しかし、五回に及ぶ協議を重ね、合併に関する各市町村の意見が集約されたが、合併の枠組みが決まらず、休止状態となつ

項目	人口(人) [平13.3.31]	面積(km ²)	1人当たり交付税(円) [平12年度]	財政力指数 [平12年度]
砺波市	41,089	96.22	119,474	0.557
城端町	9,985	64.99	232,431	0.354
平村	1,450	94.06	991,547	0.156
上平村	858	94.77	869,401	0.438
利賀村	976	177.58	1,650,252	0.159
庄川町	7,313	30.74	244,326	0.355
井波町	10,443	26.20	228,592	0.342
井口村	1,356	11.50	541,597	0.162
福野町	14,919	31.71	191,052	0.418
福光町	20,658	168.05	192,189	0.408
10市町村	109,047	795.82	208,654	

▲砺波広域圏10市町村の現状

	新設（対等）	編入（吸収）
定 義	2以上の市町村を廃止して、区域内に新しい1つの市町村を設置	1以上の市町村を廃止し、他の市町村の区域に編入
市町村の法人格	合併前の市町村の法人格は消滅し、新市町村の法人格が発生	編入する市町村の法人格は存続し、編入される市町村法人格は消滅
首 長	旧市町村の全首長は身分を失い、新首長を選挙で選任	編入する市町村長の身分に変更なく、編入される市町村長は身分を失う
議 員	旧市町村の全議員は身分を失い、選挙で選任 【定数特例】定数は法定定数の2倍まで増員可（設置選挙の任期に限る） 【在任特例】旧市町村の議員は合併後、2年以内は在任可	編入する市町村議員の身分に変更なく、編入される市町村議員は身分を失う 【定数特例】旧市町村の区域ごとに選挙区を設けて増員選挙をすることが可能 【在任特例】編入される市町村議員も在任できる ※いずれも任期は編入先の議員の残任期間

▲新設合併と編入合併の主な違い

た。その結果、市町村長協議会の協議にはならなかつた。

合併の枠組みについて

①砺波市長の考え方

安念鉄夫砺波市長は、平成十四年（二〇〇二）九月十一日の市議会本会議の席上、「新市の名称は『砺波市』とする。また、一〇ないし一二市町村での合併は機会的に難しい」と述べた。さらに十月に開いた住民説明会では合併の規模は最大でも五市町村と初めて明らかにし、方針として①合併の時期は市制五十周年を迎える平成十六年十二月、②新市の名称は「砺波市」、③庁舎の位置は砺波市、④合併の方式は対等の四項目を堅持したいなどと独自に公表し、市民の同意を得ていつた。

②九町村長の考え方

城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町・福光町の八町村では「砺波広域圏内がまず基本であり、最小限の単位」とする考え方であったが、庄川町長は「広域圏での合併を基本としながらも、砺波市を中心とした合併が自然である」として砺波市が提案した任意の合併協議会に参加する意向を示したため、東砺波郡八町村の首長で構成する

項目	小規模合併 (庄川町)	大規模合併 (広域圏)
面積 (km ²)	126.96	795.82
人口 (人) [平12国勢調査]	48,092	108,274
人口密度 (人/km ²)	378.8	136.1
高齢化率 (%) [平12国勢調査]	21.5	23.8
老人福祉費 (円/人) [平13年度]	21,112	36,199
国民健康保険税 (円/人) [平13年度]	77,850	77,331
水道料 (円) [23 m ³ /月]	3,927	3,986
固定資産税 (%)	1.46	1.51
積立金 (円/人) [平12年度]	83,656	189,209
地方債残高 (円/人) [平12年度]	656,267	618,847
財政力指数 (単年度)	0.56	0.50

▲小規模合併（砺波市・庄川町）と大規模合併（10市町村）の比較

※10市町村とは砺波市・城端町・平村・上平村・利賀村・庄川町・井波町・井口村・福野町・福光町

東砺波郡町村連絡協議会は、十月九・十日の両日に会議を開き、「八町村が一致団結して、砺波広域圏を割る合併は避けたい」として、できるだけ行動を共にし、対応していくことを申し合わせた。

第六回砺波地城市町村合併準備会開催

平成十四年（二〇〇二）十一月一日、砺波市役所三階において、各市町村の助役、担当課長で構成する第六回市町村合併協議会準備会が開かれた。

協議事項は、(1)市町村合併の枠組みについて、(2)その他で、野村泰則砺波市助役は、中小規模合併を目指し、一〇または一二市町村での合併は想定していないとする、砺波市の考え方を公式に示した。

さらに、多くて庄川町・福野町・井波町・利賀村の五市町村との合併は考えられること、その理由として①JAと同一組織内であること、②クリーンセンターとなみで共同でごみ処理を行っていること、③文化にも南と北で違いがみられることが多いをあげた。

砺波広域圏町村議会合併委員会を組織

平成十四年（二〇〇二）十月十八日、福野町役場で東砺波郡八町村と西砺波郡の福光町の議長および議員ら一八人で構成する任意団体「砺波広域圏町村議会合併委員会」が発足した。

これは安念鉄夫砺波市長の合併案では砺波広域圏一〇市町村が分裂してしまうとして、九町村議会が団結したもので、二十二日には砺波市議会の高田隼水議長、池田昭作副議長を訪ね、市町村合併に関して、砺波広域圏一〇市町村の大規模合併を求める要請書を提出した。

砺波地域市町村合併町村長協議会の設立

平成十四年（二〇〇二）十一月十九日、東砺波郡八町村と福光町の首長、砺波広域圏選出の県議会議員は、井波町役場で会合を開き、砺波広域圏一〇市町村の大規模合併を砺波市などに働きかける砺波地域市町村合併町村長協議会を設立した。

第一回目の会合には九町村長と河合常則・上田信雅・北島秀一郎の三県議会議員が出席し、代表に福野町の溝口進町長、幹事に井波町の清都邦夫町長が選ばれ、五人の県議会議員は相談役に就いた。運動方針は、①安念市長・高田同市議会議長・砺波広域圏事務組合議会の吉澤邦磨議長（砺波市議）に広域圏を



▲中沖県知事に大規模合併を求め協力要請（富山新聞社提供 平成14年11月23日）

△合併協議会設立までの経緯▽

平成13年	5月23日	【砺波地域合併に関する研究会】を設置
	2月15日	砺波広域圏10市町村に小矢部市・福岡町を交えた 12市町村で調査・研究活動を開始
	4月2日	【研究会】報告書まとまる 12市町村の行財政全般にわたる比較検討 合併の効果および懸念事項等が示される
	9月	【市町村合併協議会準備会】を設置 12市町村の助役等による協議を開始 砺波市・市議会の合併方針が固まる
	12月3日	小・中規模合併で臨む
	12月10日	【市町村合併協議会準備会】の開催 砺波市の合併方針が示される
	11月19日	【砺波地域市町村合併町村長協議会】を設立 庄川町、砺波市内9町村長等で構成
	11月22日	【砺波地域市町村合併町村長協議会】申し入れ 砺波市および富山県へ10市町村での合併を要望
平成14年	12月10日	8町村による首長懇談会
	12月12日	8町村の枠組みおよび協議会の設立について 庄川町が砺波市へ任意協議会加入文書を届出
	12月17日	年内に砺波市と任意の協議会を設置 福野町、井波町、利賀村の3首長、砺波市を訪問 任意協議会への参加見合わせの回答
	同日	8町村による任意協議会発足を発表
	12月21日	8町村長および議長との任意協議会打合会
	12月24日	【砺波地域市町村合併任意協議会】設立調印式 規約、役員の選出、協定書の調印 知事より「重点支援地域の指定」を受ける
12月26日	1月6日	事務局開所式および職員辞令交付

割らない一〇市町村による合併を申し入れる。②県の理解を得るために、中沖県知事の協力を求める二つであつた。

この砺波地域市町村合併町村長協議会は、十一月二十二日、九町村長が砺波市役所を訪れ、安念市長や高田市議会議長らに、砺波市を中心に合併を推進してほしいと申し入れたが、安念市長は広域圏一〇市町村による合併は難しく、市としては慎重に対処したいと答えるにとどまつた。

十二月三日には、藤森栄次庄川町長が砺波市が提案した任意の合併協議会に参加する意向を明らかにしたため、十二月十日付けでこの砺波地域市町村合併町村長協議会は解散となつた。

砺波地域市町村合併任意協議会設立

平成十四年（二〇〇二）十二月二十四日、城端・平・上平・利賀・井波・井口・福野・福光の砺波地域八町村でつくる県内初の市町村合併任意協議会の設立調印式が井波町役場で行われた。

来賓として大永尚武副知事、河合・北島県議会議員出席のもと、八町村の首長と議会議長一六人が協定書に調印し、同十五年四月の法定合併協議会に向けて本格的に協議をスタートさせることになった。合併は平成十七年三月の合併特例法適用期限

を目指して、実現すれば人口六万一八一人（平成十二年国勢調査人口）、面積六六九平方メートルの新市が誕生することになった。

溝口福野町長は「力を合わせ、共存共栄を図ることで八町村が合意をした。未知の世界に入り困難も予想されるが、心を一つにして必ず成功させたい」とあいさつし、会長に清都邦夫井波町長、副会長に岩田忠正城端町長と米澤博孝利賀村長らの役員を選出した。

平成十五年（二〇〇三）一月六日、事務局を井波町の井波彫刻伝統産業会館に開設し、各町から二人、各村から一人の職員を派遣し、法定協設立後に四町からさらに一人ずつ増員することとした。

県市町村合併支援本部は、砺波地城市町村合併任意協議会を県内初の合併重点支援地域に指定し、十二月二十六日同支援本部長の中沖知事から八町村長一人一人に指定書が手渡された。

さらに、同協議会としては次の六つの内容について申し合わせを行った。

- ①新設合併である、②合併は平成十六年十一月一日を目標とする、③新市の名称は四月一日から広く公募する、④新市庁舎は、クラスター方式の分庁舎とし、八町村には住民の窓口とな



▲任意協議会の事務所開き

1	合併の方式	11	新市建設計画	23	消防団の取扱い
2	合併の期日	12	特別職の身分の取扱い	24	電算システムの取扱い
3	新市の名称	13	条例、規則等の取扱い	各種事務事業の取扱い 25	総務・企画関係事業
4	新市の事務所の位置	14	事務組織及び機構の取扱い		住民・税務関係事業
5	財産の取扱い	15	一部事務組合等の取扱い		健康・福祉関係事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	16	使用料、手数料等の取扱い		産業・経済関係事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	17	公共的団体等の取扱い		建設関係事業
8	地方税の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い		上下水道関係事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	19	町名・字名の取扱い		教育関係事業
		20	行政連絡機構の取扱い		病院関係事業
		21	慣行の取扱い		その他事業
10	地域審議会の取扱い	22	国民健康保険事業の取扱い	26	その他

▲合併協議会で協議された項目

る支所を設ける、⑤議員の定数は、各町村の地域性を考慮して中選挙区制とする、⑥住民アンケート調査を実施し、新市について住民の意見を聞く。

また、各町村の議会では、三月議会において法定協議会設置議案を可決した。

砺波地域市町村合併協議会（法定協議会）設立

平成十五年（二〇〇三）四月一日、井波町総合文化センターにおいて、法定協議会である「砺波地域市町村合併協議会」が発足し、初会合が開かれた。

協議会の顧問に河合常則・北島秀一郎・山辺美嗣県議会議員、委員には各町村から首長・議長と学識経験者二人の計四人と富山県市町村課長を加えた三三人で構成され、会長に清都邦夫井波町長、副会長に岩田忠正城端町長と米澤博孝利賀村長が引き続き就任した。

会議は、協議会の設立までの経緯など報告八件、平成十五年度の協議会事業計画および予算など議案三件、合併の方式・期日などの新規協議事項四件について提案し、全会一致で採択した。

この第一回会議では、任意協議会で申し合わせた「合併協議



▲新市の名称が「南砺市」に決定

会項目の確認」をするとともに「合併の方式」「合併の期日」「議会の議員の定数および任期」の三項目を協議確認した。以後十六年三月までに協議を続け、すべての協議事項二六項目が確認された後、合併協定の調印を行うこととした。一方、各町村の議会ではこれを受け、廃置分合等の議決を行うことになった。

この協議項目の中で「新市の名称の公募」については、平成十五年四月一日から三十日まで一ヶ月にわたり行われた。応募総数は五、六九九件、応募種類は二、七五二種類であった。

新市名候補選考小委員会は、会長が協議会委員の中から指名した四人の委員と、学識経験者として委嘱した四人の計八人で構成された。委員長に河田稔（北日本新聞社常務取締役）、副委員長に西村常次（福光町選出学識経験者）が選出され、応募の中から、地域の特性を表す市名、夢や理想を願う市名、知名度が高くなる市名などの視点で分類し、選考した。

最終的には「越南市」「光南市」「南砺市」「八乙女市」の四つが選ばれ、八月二日、協議会において三三人中、二三票の多数票を得て「南砺市」と決定した。

南砺市の市章を選定

平成十六年（二〇〇四）四月三日の第十三回合併協議会において、新市の市章候補選定小委員八人を指名、委嘱した。委員長には、高岡短期大学教授の森田力、副委員長には、福光美術館長の奥野達夫が選ばれた。

五月三十一日まで市章候補作品を募集したところ、二、〇〇三点の応募があり、選考作業が進められた結果、五点の候補作品に絞り込まれ、最終的に平小学校四年生の甫天淑乃（竪渡）の作品を、南砺市の市章として採用することに全会一致で決定した。

選考理由として、「八つの町村が一つの大きな円（縁）でつながるデザインで、未来を担う子どももらしい素直な気持が伝わる強いメッセージ性がある。緑は豊かな自然、青は南砺市に広がる青空、赤は市民の情熱をイメージしている」があげられ、また、甫天淑乃は「八つの町村が合併して一つになります。明るく楽しい市になるといいなと思います」とインタビューに答えた。



▲南砺市の市章は甫天淑乃（竪渡）の作品を採用

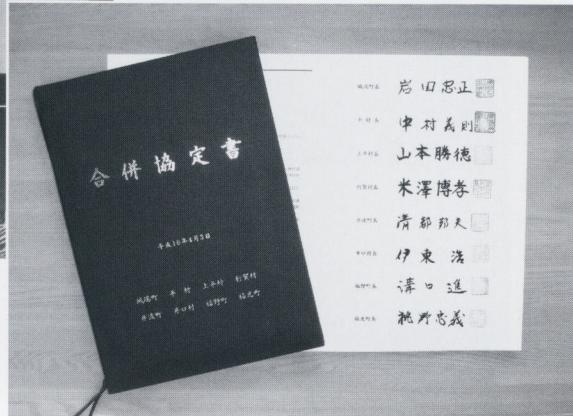
▲南砺市の「市章」

合併協定調印式

平成十六年（二〇〇四）四月三日、井波町総合文化センター



▲綿貫民輔衆議院議員と8町村長が固い握手



▲8町村長が署名、調印した「合併協定書」

において、合併協定調印式が行われた。

調印式では、富山県知事代理の大永尚武副知事、綿貫民輔衆議院議員、野上浩太郎参議院議員などの来賓を迎へ、さらに会場には地元選出の県会議員、合併協議会委員、国や県、八町村の関係者など、約六七〇人が見守るなか、八町村長が「合併協定書」に署名・調印を行い、正式に協定が成立した。

調印後、大永副知事と綿貫衆議院議員、河合県議会議員が祝辞を述べ、満場の拍手の中で八町村長が固い握手をして調印式を終わった。

同年四月九日には八町村長が麻生太郎総務大臣を訪ね、合併協定書に調印したことなどを報告。大臣は「今まで聞いた中で最も良い合併事例だ」と評価した。

目指す新市像は「自然、文化、交流が織りなす創造とやすらぎの南砺市」で、誕生時点では、富山、高岡市に次いで県内三番目の人口となり、面積では県内最大となる。

また、四月十四日、八町村は、一斉に臨時議会を開会し、各町村の廃置分合についてなど合併関連議案五件の審議を行い、同日にそれぞれ可決した。



▲市町村合併がテーマとなった村づくり大学セミナー（平成13年11月16日）

◇平村の合併への取り組み

平村議会市町村合併研究会設立

平村は、一市五町四村で構成する砺波広域圏に属しているが、富山県は「富山県市町村合併支援要綱」のなかで、平村に関連して合併パターンの設定を二通り示した。このようなことから平村議会では平成十三年（2001）六月七日村議會議員一〇人で市町村合併研究会（座長 中村松右衛門）を設立し、平村として合併についてさまざまな観点から検討した。

平村市町村合併研究会設立

平成十三年（2001）六月二十二日の村議会本会議の席上、中村義則村長は市町村合併について「住民の関心が重要で、適切な情報提供を図っていきたい」と述べるとともに、二十七日から庁内に、課長級以上による合併研究会を設けることを明らかにした。職員が一四人で、座長は助役がつとめた。

この研究会の内容は、主に次の四つであった。

- ①定例勉強会（市町村合併の現況、市町村合併の経緯、合併特例法の概要、五箇山地域における合併に対する考え方、市町村事業計画、平村の財政状況）

- ②職員協議会による勉強会

②講師を招いての勉強会

②その他

平村青年団・壮年会・婦人会の三団体合同勉強会

平成十四年（二〇〇二）六月十一日、青年団・壮年会・婦人会の三団体が合同で市町村合併について理解しようと、市町村合併問題勉強会を開催した。

会場となつた春光荘には、三団体の会員が多数集まつた。

市町村合併についてのビデオを見た後、平本和雄助役と裏田親総務課長が、参加者の質問に答えた。

主な質問として、「合併の賛否は住民投票によつて決すべきではないのか?」「合併した場合の公共施設はどうなるのか?」「今まで受けていた行政サービスは今後も変わりなく続くのか?」「市や大きな町の福祉、下水道、医療面などのことが優先されたりしないのか?」「役場で行つていた手続きなどの窓口業務の場所はどこになるのか?」など、日常の生活に関連したことが多く出され、助役が回答をした。

問 イメージとして平村が合併した場合、支所等の扱いはどうなるのか。
答 協議会では30項目近い協議事項があり、その中でそのような取り扱いが協議される。
問 村の施設で、観光施設等はどうなるのか。赤字のところは切り捨てられるのか。
答 3セクや財團、民間への委託の方法で運営している施設が現在あるが、これもまた、今後の話し合いの中で決まっていく。
問 住民の負担はどうなっていくのか。
答 これについても、協議会で決まっていく。
問 合併したら、村長や議員、職員はどうなるのか。
答 合併しても、任期中は任期がある。職員は辞めさせられないが、順次減らしていくことになるし、将来的には給料制から能力制に変わっていく可能性がある。
問 合併しないでやっていくシミュレーションも必要でないか。そういうデータも見ながら様々な協議にあたってほしい。弱腰ではいけない。
答 決して弱腰で物事を考えていないが、社会の流れに乗っていくことも重要である。今後とも住民の真剣な考え方や意見を聞かせてほしい。

問 合併は避けて通れないと思うが、村のイメージやシンボルを残す意味で、積立金もあることから、役場庁舎を建設しておくべきでないか。
答 土地貧乏であるので、建設地の理解が得られるならば進めたいと考えている。
問 合併は仕方ないと思うが、期限まで後3年であり、何を今やる必要があるのかと考える時である。今の村の状況は停滞気味に感じる。今一度、原点に帰って村づくりを考えてほしい。
答 重要なものは優先して考えていきたいし、皆さんの協力がないと物事は進まないので、よろしくお願いしたい。
問 10年先は特例法によって見えるが、その後の姿が見えない。資料の中に地域審議会はあるが、いつまでも続くものなのか。また、合併の効果として2つの自治体で合併しても特例債はあるのか。
答 地域審議会は住民の意見をより平等に届けるための重要な組織と認識している。合併特例債はいくつであっても該当する。
問 合併しても魅力のある地域であることが重要である。地域の文化や歴史を大切にした村の方向を考えておくべきでないだろうか。
答 住民の考え方や意識が重要である。

▲合併住民説明会意見交換記録（平成14年3月5・6日）

地区懇談会

砺波地域合併に関する研究会の最終報告書が取りまとめられ

<p>問 12市町村の足並みが揃わない場合、この合併はないのか。小規模合併は検討しているのか。</p> <p>答 現在は12市町村で対等合併を前提に話し合われている。消防、ゴミ処理、介護保険等のサービスを単独ではできないため広域で行っている。最低でも砺波広域圏の10市町村で合併したほうがよい。</p> <p>問 道州制の声もあるが、県の境を越えて白川村と合併できないのか。</p> <p>答 白川村との越県合併には県議会の議決が必要である。</p> <p>問 合併は何万人以上が理想なのか。上平など隣りの村と合併できないのか。</p> <p>答 財政的、行政効率からみると10万人ぐらいが理想である。特例では3万人ぐらいでもいいとされるが、どれぐらいの規模がいいのかは各市町村の考え方次第である。</p> <p>問 最初は対等に合併しても、要望事項は特例法の10年間だけ聞き入れ、将来は小さい村が見捨てられるのではないか。</p> <p>答 観光面で平、上平は世界遺産もあり、他市町村にない文化財や観光施設があるので、これらをうまく利用し、観光ゾーンとしての位置づけを要望していく。また、市内を行き来できる道路などの整備や、過疎債や辺地債など山村しかない有効なものを活用していく。除雪体制などの住民サービ</p>	<p>スが、これまでより悪くならないよう要望していく。</p> <p>問 今は県や国に村単独で陳情できたが、合併されれば議員も1人または2人になり要望が届かないのではないか。</p> <p>答 議員の選出は、大選挙区制か小選挙区制か、市町村に区割りするかを合併協議会で検討する。また、旧市町村に審議会を設置し、本庁へ申し出がすることができる。</p> <p>問 今は区長、議員の役割が大きいが、合併した場合これを堅持できるのか。</p> <p>答 地区の組織は残していきたい。組織づくりをしていかなくてはならない。</p> <p>問 総合計画が策定されているが、合併までに村がやっていくことは何か。</p> <p>答 保育所の統合と新設、役場庁舎、文化会館など村民全体で利用できるものが必要である。児童生徒数の激減で、学校問題も検討しなければならない。2年半の間で重要なものは早急に計画していく必要がある。</p> <p>問 合併する場合は、五箇山の特色を前面に押し出してほしい。平高校においても特色ある学校として残してほしい。合併しても自慢できる地区であるように進めてほしい。</p> <p>答 今回の意見を集約して、合併協議会ができた時には要望していきたい。平高校は存続するであろう。</p>
---	--

▲合併地区懇談会意見交換記録（平成14年9月2～11日）

たことを受け、平成十四年（二〇〇二）三月五日、六日の両日にわたり、村では初めてとなる市町村合併住民説明会が開催された。五日は丸山荘、六日は春光荘で行われ、中村村長ほか助役、収入役などが出席した。

説明会では二月に砺波地域合併に関する研究会から出された報告書をもとに、砺波地域の生活圏や産業構造、平村の財政状況などを説明した。両日で参加した住民は一九〇人で、初めての説明会ということもあり、活発な意見交換がなされた。

平成十四年（二〇〇二）九月には、村長は、砺波地域市町村合併任意協議会設立に先立ち、諸情勢を説明するとともに、さまざまな意見を住民から聞き合併に対する議論を深めるため「市町村合併地区懇談会」を村民に呼びかけた。そして、二日から十一日にかけて、村内を三地区に分け、市町村合併地区懇談会を開催した。役場側からは村長・助役・収入役が出席し、住民からの質問に答える形で進められた。三地区的会場では、平村として将来に悔いを残さない選択をするために活発に質疑応答が行われた。

平成十五年（二〇〇三）二月には、十二月に八町村で設立された砺波地域市町村合併任意協議会についての経緯説明を含めた諸情勢を報告するための懇談会が開かれた。



▲懇談会の様子

問 合併の期日はいつ？

答 平成16年11月1日に予定している。そうしないと予算執行に影響してくる。

問 合併重点支援地域は、指定される所とそうでない所があるのか。

答 県に申請すれば指定される。指定されないと補助金が受けられない。

問 今後の法定協議会の内容について、住民に何らかの方法で情報を伝えてほしい。

答 協議会の内容は「砺波地域合併協議会だより」に掲載し、その都度、各戸に配布される。

問 クラスター方式について今後も続くのか。そのメリット、デメリットを教えてほしい。

答 クラスター方式は、市の運営が軌道に乗るまでは現在の4町の庁舎を使う分散型がよいということを考えた方法ではないか。

メソットは、地域の特性が生かされやすい。デメソットは、分庁舎であるため経費がかかること。

問 合併まで1年9ヶ月しかないが、平村として何ができるか。村営住宅も考えてほしい。

答 財政は厳しいが、やるべきことはやるという考えでがんばっている。総合計画についても17年度まで見直す。

村営住宅については、旧北陸電力営業所を改装し、試験的な住宅にする。

問 役場庁舎の建設と、道路の整備はどうなるのか。

答 役場庁舎については下梨に建設したいと思っている。複合施設で、その中に支所が入るようなものを検討したい。

道路については、国道304号の登坂車線を早急につくるようお願いしている。156号も含めて雪崩、落石防止柵の設置、ゆずり車線の新規事業もお願いしたい。

▲合併地区別懇談会意見交換記録（平成15年2月5・6日）

五目には丸山荘、六目には春光荘で行い、多くの村民が出席した。出席人数をみても村民の関心が高いことがうかがわれた。村側からは村長・助役・収入役が出席し、八町村の市町村合併のあり方、進め方などを説明した。

また、当日は、井波町で八町村の町村長と議長による砺波地域市町村任意合併協議会が開かれた直後であったため、村長からまず合併の経過として一〇市町村の合併から八町村に変わったことなどの具体的な内容の説明があり、住民からの質問に答える形で会は進められた。

平成十五年（二〇〇三）四月一日に法定協議会が設立され、砺波地域市町村合併協議会が開催された。その中で新市の名称も「南砺市」と決定し、平成十六年十一月一日の合併を目指し、協議項目などについて審議が進められた。

八町村の速やかな一体化と新市の均衡ある発展に資するための将来ビジョンを明らかにする「新市合併まちづくり計画」が協議会に提案された。

平村では、今まで確認された協議項目および「新市合併まちづくり計画（将来構想・建設計画）」について八月二十七日には丸山荘、同月二十八日には春光荘で村長・助役・収入役が出席し、合併地区説明会を開催した。

問 合併の日程はどうなっているのか。行政センターの機能と権限は？	問 平の名を残してほしい。南砺市平下梨とすれば分かりやすいのではないか。
答 事務事業のすりあわせを9月末に終え、その後、条例や電算システムを構築していく。協議会は、来年3月ですべての協議を終え、4月に協定書の締結、6月に合併の議決、9月に県の議決、10月に国の告示を経て、11月1日の合併を目指している。	答 村民の意見をよく聞いて検討したい。
行政センターは、基本的に窓口業務すべてに対応する。行政センターでの予算獲得は、できるかどうか分からぬ。	問 屋根の落雪改修補助や、区内道路工事の補助がなくなるのは困る。
問 平の行政センターの職員は何人か。診療所、スキー場も残るのか。	答 落雪改修補助は行き渡ったと思う。
答 15人くらいになるか増えるか、これから決めていく。診療所、保育所、つづじ荘などは今までどおり。スキー場も存続するのではないか。	問 農業委員の定数について、五箇三村は少ないのでないか。また、協力員制度について教えてほしい。
問 字名は、具体的にどうなるのか。	答 まだ決定ではない。委員数が20人を越えると部会に分かれなければならず、かえって声が届きにくくなる。
答 例えば平村東中江は南砺市東中江に、字名のない城端町○番地は、南砺市城端○番地になる。また、同じ字名がある場合は、南砺市上平細島、南砺市利賀細島などとなる。協議会では、原則を提案している。	答 協力員は、生産組合長のレベルで考えている。
	問 児童生徒が減っているが、行政センター単位で学校を残していくのか。
	答 小学校、中学校については、今の段階では統合は考えていない。
	問 南砺市の目玉は何か。
	答 南砺市の目玉は、そこに住む人が工夫していくものである。

▲合併地区説明会意見交換記録（平成15年8月27・28日）

この両日は、村関係職員のほかに、砺波地域合併協議会から中山事務局次長など担当者が出席し、合併項目の協議状況と建設画を説明した後、村長から「地方分権と変革の時代を迎え、とくに重要な課題である市町村合併も、八町村での合併法定協議会が設立され、着実に準備が進められている。私に課せられた責務は、村民の期待に応えるべく、合併してよかつたといえる新市の誕生を実現することと痛感している。

この時こそ、合併と村づくりについて村議会と協議を重ね、夢と希望をもてる村政の推進に向け、職員と共に知恵を出し、工夫を凝らし誠心誠意努力をしたい」と述べた。

また、質疑応答も行われ、合併後の平村についての質問が多く出された。

平成十六年（二〇〇四）、合併協議会で続けていた各種項目についての協議も大詰めを迎えたことから、二月下旬から三月上旬にかけて各町村で住民説明会が開かれた。平村においても二月二十八日、これまで進められた砺波地域市町村合併協議会での合併協議についての内容と新市の建設計画や財政計画などを説明する合併住民説明会が、民舞伝習会館（下梨）で開かれた。

会場には、多数の村民が出席し、砺波地域市町村合併協議会

<p>問 合併したら、村から各種団体へ出ている補助金や交付金はどうなるのか。</p> <p>答 8町村ともに同種の団体がある場合は、統一する方向で調整する。平村独自の補助金については、実績や実情を考慮して調整する。整理統合できるものについては廃止の方向で調整する。</p> <p>16年度は現状のまま予算計上した。</p> <p>問 平・上平斎場の運営はどうなるか。</p> <p>答 運営は砺波広域圏から南砺市に移し、役場職員が行っていた業務は業者に委託する。専門業者に委託するか、地元の人が引き受けるかは今後決める。祭壇等は農協が引き続いて行う。祭壇は新しくする予定である。</p> <p>問 8町村の中でいくつものスキー大会やスポーツ大会が開かれ経費の補助を受けているが、合併後はどう見直されるのか。19年にインターハイが開かれるが、その運営費、強化費はどうなるのか。</p> <p>答 資料にあるとおりスポーツ大会は引き続き振興を図ることになっているが、運営については合併後に調整する。スキークラブの統合も考えてもらいたい。インターハイについては、合併記念大会として誘致したいと8町村長が県に要望しているが、まだ決定したという連絡はない。</p> <p>問 芸術・文化の団体への補助はどうなるか。</p> <p>答 民謡保存会などのことだと思うが、8町村にそれぞれあるので、バランスが取れるように調整される。</p>	<p>問 新市になって住民サービスなどで廃止や後退するものはあるのか。</p> <p>答 サービスは低下させないという大前提であるが、水道料、下水道料は若干上がる話がある。</p> <p>問 吸収合併になるのではないか。分庁舎方式になると、住民はどこへ行けば用事を済ますことができるのである。</p> <p>答 合併の方式については対等合併である。用事は行政センターの窓口で全て済ますことができる。地域の不安については、地域審議会を設置するので意見を出してほしい。</p> <p>問 辺地、過疎計画はどうなるのか。地区内の除雪は今までどおりしてもらえるか。</p> <p>答 平・上平と利賀が過疎地として指定されているが、南砺市となっても指定が受けられるので、従来どおり過疎地域として扱われる。17年度に後期計画を策定する。除雪の体制は今までと変わらない。</p> <p>問 上・下水道の料金はどうか。森林組合の統合を想定しているのか。</p> <p>答 水道料は17年度から口徑別、従量制になる。現在の水道のメーター使用料と下水道の人頭制は廃止する。森林組合は8町村内に砺波、五箇山、利賀村の3つがあるが、役所からは統合してくださいとはいいにくいので、皆さんで話をしていただきたい。</p>
--	--

▲合併住民説明会意見交換記録（平成16年2月28日）

事務局の青島主幹ほか二名、役場からは村長・助役・収入役と総務企画課長が出席した。

村長のあいさつのあと、合併協議会事務局より新市の建設設計画や水道、下水道料金、ごみ袋、村営バスの料金など、生活に直結する件について説明した。

引き続き、出席者からの質問に答える形式で会が進められた。

平村議会で法定協議会設置議案を可決

平成十五年（二〇〇三）三月十七日、平村議会では三月定期議会において「砺波地域市町村合併協議会設置についての件」の法定協議会設置議案を可決した。

また、一般質問において荒木義和議員が文化複合施設について質問し、中村村長は「役場の建設は適当な建設場所がないため延び延びになつていて、合併前に村民の期待する施設を建てたい。小学校体育館や旧中学校寄宿舎一帯を整備し、村民の利用効果の上がる文化施設、体育館と合併後の支所が入る総合的な施設建設にできるだけ早く着手したい」と答弁した。また、鳴田徹二議員が市町村合併について村長に考え方を質したところ、「昨年十二月二十四日に八町村で任意の合併協議会がス



▲3月定例議会において法定協議会設置議案を可決

タートし、その後、三回にわたって会議を開いた。現在、定期会には四月一日から砺波地域市町村合併法定協議会を設置する議案を提出している。平成十六年十一月一日の合併を目指して対策が進められており、四月には新市の名前も公募し、住民のアンケート調査も行われる。

合併後は、平行政センターが設置され、住民票などの交付、福祉、医療、年金相談、保険業務などをを行う部署と、地域審議会の運営、公共施設・道路・上下水道の維持管理を行う部署が置かれる。

住民の意見を尊重しながら『合併してよかつた』と言われる新市をつくることが私たちの責務であると思う」と述べた。

文化複合施設の竣工

平村行政のシンボルである役場庁舎は昭和二十八年（一九五三）に建設された。老朽化が進んでいることに加え、職員の増加により事務室や書庫スペース、村民の待合場所も狭いことなど、行政サービスと事務能力の向上を図る新庁舎を建設する必要があることから、平成三年（一九九一）三月策定した第三次平村総合計画で文化施設等建設基金条例を制定し、三億円の



▲平村文化複合施設の全景



▲完成を祝い地元下梨区が獅子舞を披露



▲体育館に設置された縞帳

基金を積み立てた。 庁舎新築の計画については、市町村合併を前に計画の具体化がクローズアップされ、平成十六年三月には、施設の全体像が決まり、行政・保健・スポーツ・文化に適応する文化複合施設とされた。

同年十月九日、待望久しかった平村文化複合施設整備事業が完了し、盛大に竣工式が行われた。

この事業は、平行政センター、平小学校体育館の新築、平保健センター、若者センター「春光荘」の改築を行つたもので、総事業費は一一億三、一一九万九、〇〇〇円であった。

当日は修祓式の後、地元下梨区の獅子舞がにぎやかに舞つてお祝いのムードを高め、中村村長、水上信一村議会議長、綿貫民輔前衆議院議長、河合常則参議院議員、友好町村である舟橋泰博北海道羽幌町長、杉村平八愛知県半田市長代理などの来賓が、テープカットを行い、完成を祝つた。

竣工式典は新しく完成した体育館で行われ、施工業者に感謝状が贈られた後に、縞帳の披露式があつた。この縞帳の図柄は、世界遺産の相倉合掌造り集落と初夏の人形山を基本として作製したもので、さらに「麦屋笠踊り」と「筑子踊り」がデザインされている。また、皇太子殿下が平成三年の歌会始めて詠



▲大勢の人々が参加した閉村式

まれた歌を、圖書恒遠前村長が揮ごうし、金糸で刺繡された。舞台のこけら落としは、平中学校平家太鼓と平高校郷土芸能部が五箇山の民謡を披露した。

平村閉村式

平成十六年（二〇〇四）十月二十日、平村閉村式が平小学校体育館で開かれた。台風の影響で雨が強く降る日となつたが、小中学生全員のほか、多くの村民が集まり、一一五年の歴史をもつ平村に別れを告げた。

式では、全員で君が代斎唱と最後になる村民憲章の朗唱を行つた。

中村村長は、式辞の中で「砺波地域八町村合併による『南砺市』誕生まで、残すところ一一日となりました。十一月一日からは、必然的に『平村』の村名は消えていくことになります。長い歴史を育んできた『平村』の名が消えることに寂しい思いがこみあげて来るのは、私ばかりでなく、ここにご来場の皆様はもちろん、村民の方がすべて同じ思いであるかと存じ上げます。私たちの平村には豊かで限りない大自然、多くの歴史的文化遺産、そして暖かく人情味ある村民性など、平村固有の宝物を数多く有しており、新しく誕生する南砺市の中でもその輝き



▲式辞を述べる村長



▲自治功労表彰の様子



▲「未来への飛翔」の作文朗読

を一層増すものと信じております。

平村がこれからも、確かな歴史を刻んでゆく、うるわしい個性に満ちた地域でありますことを願うものであります」と述べ、最後に平村に対する「愛情」と将来への「夢」がさらに大きく広がり、合併してよかつたといえる南砺市の発展を祈念するものであると結んだ。

また、水上村議会議長は、最近の出来事として五箇山トンネルの完成が村民の生活を大きく変えたとあいさつをした。

表彰式では、特別表彰を圖書恒遠前村長と宮本徳五郎社会福社協議会長が受けたほか、自治功労表彰には鳶田徹二村議会議員ら七人、善行表彰に高田善太郎ら二人と三団体、感謝状は正道憲治ら三人、表彰状を水口雄太など四人と平高等学校郷土芸能部、さらに、教育委員会表彰として、社会教育振興活動に対し三個人、四サークル、二協会、社会体育スポーツ振興活動表彰として八個人と二団体が受賞した。

「未来への飛翔」の作文朗読では、平小学校六年生の宮脇尚人（杉尾）が「平村がなくなつても僕たちのふるさとがなくなるわけではない。この地域の伝統・文化・産業・自然などを守り続け、未来に引き継いでいきたい」、また、平中学校三年の西村香澄（下出）は「これからも地域の人々に支えられている



▲村内全世帯に配布された閉村記念誌『たいらとともに』

ことを忘れず、平を誇りに思う大人になり、よりよい地域づくりに役立ちたい」と、それぞれ抱負を述べた。

最後の村旗降納式ではスポットライトに浮かび上がった村旗が小学生と中学生の手で静かに下ろされ、村長に手渡された。

閉会の辞のあと、参加者全員で閉村記念写真の撮影をし、閉式を終了した。

閉村記念誌『たいらとともに』完成

平成十六年（二〇〇四）十月、平村閉村記念の最後の事業として閉村記念誌『たいらとともに』が製作された。この記念誌は平成元年の村制一〇〇周年記念の際に発刊された『村をさえる』の続編として製作された。

記念誌の内容は平村がこれまで歩んできた道を年表形式で写真も交えて紹介しているほか、文化複合施設の竣工式、閉村式の様子も収められている。また、村内の住民の写真が世帯ごとに掲載されており、閉村を迎えるにあたりふさわしいものとなっている。この記念誌は村内全世帯に配布された。

